

## 質問予定事項

- 1 不動産賃貸借の実務において、家賃債務に関する保証人を求めない場合がありますか。  
もし保証人を求めない場合があるのであれば、それが例えばどのような事例であるかを御教示ください。また、おおむねどの程度の割合で存在するのも御教示ください。
- 2 家賃債務に関する保証人が存在する場合、賃借人（主債務者）と保証人との関係には、どのようなものがありますか。親族関係であることが多いであるとか、根保証人が家賃債務保証会社であることが多いであるなど、具体的に御教示ください。
- 3 家賃債務に関する保証人が個人である場合に、現実に保証人に対して延滞賃料等の支払を求める事例は、どの程度の割合で存在しますか。
- 4 家賃債務に関する保証人が個人である場合に、賃貸人（債権者）と保証人との間で保証責任をめぐる紛争が生じた事例はありますか。  
もし賃貸人（債権者）と保証人との間で保証責任をめぐる紛争が生じたことがあるのであれば、その紛争の内容について御教示ください。
- 5 家賃債務に関する保証人が個人である場合に、保証人に対して支払を求める延滞賃料等について、金額の上限を設定したり、保証人が責任を負うべき期間を限定したりするなど、保証人が過大な責任を負わないようにするための対応を取っていますか。  
もし対応を取っているのであれば、その内容について御教示ください。
- 6 根保証に関しては、平成16年の民法改正により、主たる債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する債務（貸金等債務）が含まれるもの（貸金等根保証契約）については、限度額を定めることが必要となるとともに、保証期間は最長でも5年に制限され、当事者の合意なしにはその期間の更新ができないことになりました。  
仮に、このような規制を家賃債務に関する保証にも及ぼす場合には、どのような影響が生じると考えられますか。